

該当される場合、必ず利用開始前月末までに提出してください。
また、利用開始後も、きょうだい対象の施設等を利用された場合、必ず提出してください。
（副食材料費支払免除となる場合、提出された翌月から支払免除を適用します）。

1号用

(宛先) 京都市長		令和●年 ●月 ●日	
届出者（保護者）住所 京都市中京区×××町□△		届出者（保護者）氏名 京都 太郎 (電話番号 075 - 123 - 0000)	
施設・事業所名 〇〇こども園	☒ 利用中 ☐ 申込中	児童氏名（連名可） 京都 優子	(生年月日) R●.●.●

上記児童の教育・保育給付に係る副食材料費（給食費のうち、おかず等の材料費）について、次のとおり、以下の軽減施設・事業を利用しているきょうだいがいることを届け出ます。

＜届出が必要な方＞

世帯内に、以下の施設等を利用しているきょうだい（※1）がいる場合のみ、この届出書を提出してください。

対象 (参考) 新制度に移行した幼稚園、移行予定の幼稚園については、「令和8年度利用に伴う教育・保育給付認定手続について」お知らせ文を御参照ください。
⇒きょうだいが新制度に移行した幼稚園に通われている場合は本届出書の提出は不要です。
それ以外の幼稚園や、「対象施設・事業」の表に記載されている施設を利用されている場合は、本届出書の提出が必要です。

・私立幼稚園	・児童福祉施設	・放課後等デイサービス
・企業主導型保育事業	(情緒障害児短期治療施設)	
・特別支援学校		
・里親家庭		
・助産施設		

※1 市立幼稚園・施設型給付の対象となる幼稚園（新制度に移行した幼稚園）保育園（所）・認定こども園・地域型保育事業を利用しているきょうだいは京都市で確認を行うため、届出の対象ではありません。

※2 インターナショナルスクール等の認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）や民族学校等又は満3歳未満の私立幼稚園への通園（2歳児継続保育事業等）は軽減対象外であるため、届出の必要はありません。

※3 同一の子どもが※1記載の施設と上記軽減対象施設・申請児童と同時期にきょうだいが上記の対象施設を利用していることの届出が必要です。

上記の対象施設・事業を利用しているきょうだいの氏名等を記入してください。

(ふりがな) 児童氏名	生年月日	利用中又は申込中の対象施設・事業名	利用期間（※4）
(きょうと じろう) 京都 次郎	H●●年●月 ●日	放課後等デイサービス〇〇	R●.●.● ~ R●.●.●
()	年 月 日		~

※4 利用期間に関わらず、新規利用開始月及び毎年4月時点で、対象施設・事業を利用していることを届け出ていただく必要があります。

きょうだいが年度をまたがって上記の対象施設を利用される場合は、毎年度4月時点の届出書の提出が必要です。

ことを証明します。

が、当施設

この届出を提出した後に、施設の利用を中止する場合は速やかにお住まいの地域の区役所・支所に御連絡ください。

R●年 ●月 ●日

(所在地) **京都市中京区 〇〇町×××**

(対象施設・事業名) **放課後等デイサービス〇〇**

(代表者名) **中京良子**

(利用期間（見込み）) **R●年 ●月 ●日 ~ R●年 ●月 ●日**

4月から利用開始の場合は、3月末までに御提出ください。

決定日	係長	係員
適用日		
対象児童	対象施設 ☐ 幼稚園 ☐ 企業主導型 ☐ 放課後デイ ☐ その他 ()	